

## 令和2年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

このたびの大綱では、「未婚のひとり親に対する税制上の措置」として寡婦（寡夫）控除が適用されることとなりました。これまで指定都市市長会が求めてきた、ひとり親家庭の支援策の拡充・強化であり、未婚のひとり親家庭の生活の安定と自立につながるものです。

そして、「所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応」として、指定都市市長会が求めていた「現に所有している者」の申告が制度化されました。これにより、相続機会が増加している中で、課税の公平性を図り、所有者情報を円滑に把握することができるようになります。また、貴重な財源である「ゴルフ場利用税」については、現行制度が堅持されました。

関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

日本経済の再生と地方創生等に向けて、圏域の中核都市である指定都市がその役割をしっかりと果たせるよう、今後も、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化を求めてまいります。

令和元年12月12日  
指定都市市長会会長  
林 文子